

不 動 産 公 売 広 報 (期 間 入 札)

入札には買受適格証明書が必要です

入札期間：令和 9 年 2 月 1 日(月)から

令和 9 年 2 月 5 日(金)まで

開札日時：令和 9 年 2 月 9 日(火)午前 10 時

加古川市役所新館 2 階

固定資産評価審査委員会室

加古川市税務部収税課

加古川市加古川町北在家 2000

電話 079-421-2000(大代表)

電話 079-427-9173(直通) 内線 2575

令和 9 年 2 月不動産公売(期間入札)のご案内

公 売 方 法	期間入札
入 札 場 所	加古川市税務部収税課
入 札 期 間	令和 9 年 2 月 1 日(月) 午前 9 時 00 分から 令和 9 年 2 月 5 日(金) 午後 5 時 00 分まで
公 売 保 証 金 納 付 期 限	令和 9 年 2 月 5 日(金) 午後 3 時 00 分まで
開 札 日 時	令和 9 年 2 月 9 日(火) 午前 10 時 00 分
開 札 場 所	加古川市役所新館 2 階 固定資産評価審査委員会室
売 却 決 定 日 時	令和 9 年 3 月 2 日(火) 午前 10 時 30 分
買 受 代 金 納 付 期 限	令和 9 年 3 月 2 日(火) 午前 11 時 30 分

※追加入札(見積価額以上で最高価額(同額である場合)の入札者が2人以上ある場合)

公 売 方 法	期間入札
入 札 場 所	加古川市税務部収税課
入 札 期 間	令和 9 年 2 月 12 日(金) 午前 9 時 00 分から 令和 9 年 2 月 16 日(火) 午後 5 時 00 分まで
開 札 日 時	令和 9 年 2 月 18 日(木) 午前 10 時 00 分
開 札 場 所	加古川市役所新館 2 階 固定資産評価審査委員会室
売 却 決 定 日 時	令和 9 年 3 月 11 日(木) 午前 10 時 30 分
買 受 代 金 納 付 期 限	令和 9 年 3 月 11 日(木) 午前 11 時 30 分

期間入札の流れ

(詳細は、「不動産公売(期間入札)の手引き」を参照してください。)

1.入札書類の取寄せ	「入札書類送付依頼書」を郵送、ファクシミリ送信、収税課窓口へ持参又はオンライン申請にて依頼してください。後日、入札書類を郵送します。 入札書類は、令和 8 年 9 月 15 日頃から随時発送します。 「入札書類送付依頼書」は公売広報に掲載しています。 なお、「入札書類送付依頼書」は、加古川市ホームページからダウンロードすることもできます。
2.公売保証金の納付	所定の方法で、納付期限までに公売保証金を納付します。
3.入札書の提出	入札書及び所定の書類一式を、郵送、若しくは、収税課職員への手交のいずれかにより入札期間内に提出します。
4.開札	開札期日に入札者等の立会のもと開札し、見積価額以上で最も高い価額の方を、最高価申込者として決定します。
5.売却決定	売却決定期日に最高価申込者に対して公売財産の売却を決定します。
6.買受代金納付	最高価申込者は、納付期限までに買受代金の全額(公売保証金相当額を控除)を納付します。
7.権利移転	所有権移転登記請求書(買受人に後日送付します。)を提出していただき、加古川市が手続きを行います。権利移転に伴う費用(登録免許税等)は、買受人の負担になります。

入札される方へ

1. 注 意 事 項

- (1) 公売財産は市税等の滞納者の財産であり、市の所有財産ではありません。
あらかじめ、公売財産の現況、法律上の規制等を確認し、不動産登記簿、関係公簿等を確認したうえで入札してください。
なお、売却区分ごとの鑑定資料等を加古川市収税課で閲覧することができます。
- (2) 現所有者及び加古川市は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての担保責任等を負いません。
- (3) 市は、公売財産の引渡し義務を負いません。公売財産内の動産類や、ゴミなどの撤去、前所有者からの鍵などの引渡し等、また使用者又は占有者に対して明渡しを求める等、すべて買受人が行うことになります。
なお、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- (4) 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- (5) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担(例：マンションの未納管理費など)を引き受けなければなりません。その調査は買受人の責任で行ってください。
- (6) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品、代金の返還を求めることができません。

2. 入 札 の 手 引 き

入札の手引きなどは「不動産公売(期間入札)の手引き」をご覧ください。

「不動産公売(期間入札)の手引き」は、加古川市収税課、各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザで配布しています。

加古川市ホームページ《<https://www.city.kakogawa.lg.jp>》にも掲載しています。

3. 公 売 の 中 止

「公売公告」及び「不動産公売広報(期間入札)」に記載されている公売財産について、公売を中止する場合がありますのでご注意ください。

4. 公 売 の 参 加 資 格

- (1) 原則として公売保証金を納付すれば、どなたでも公売に参加することができます。ただし、国税徴収法第92条(買受人の制限)及び第108条第1項(入札等の制限)等、法令の規定により買受人となることができない者は、公売に参加することはできません。
- (2) 代理人により入札する場合は、入札書提出の際、委任状も併せて提出してください。
- (3) 国税徴収法第99条の2各号に規定する者及び加古川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等の団体は、加古川市が実施する不動産公売について、公売財産を買い受けることはできません。
※入札しようとする者は暴力団員等ではない旨の陳述書を提出する必要があります。

<問合せ先> 加古川市 税務部 収税課 徴収係 電話 079-427-9173(直通)

公売財産一覧表

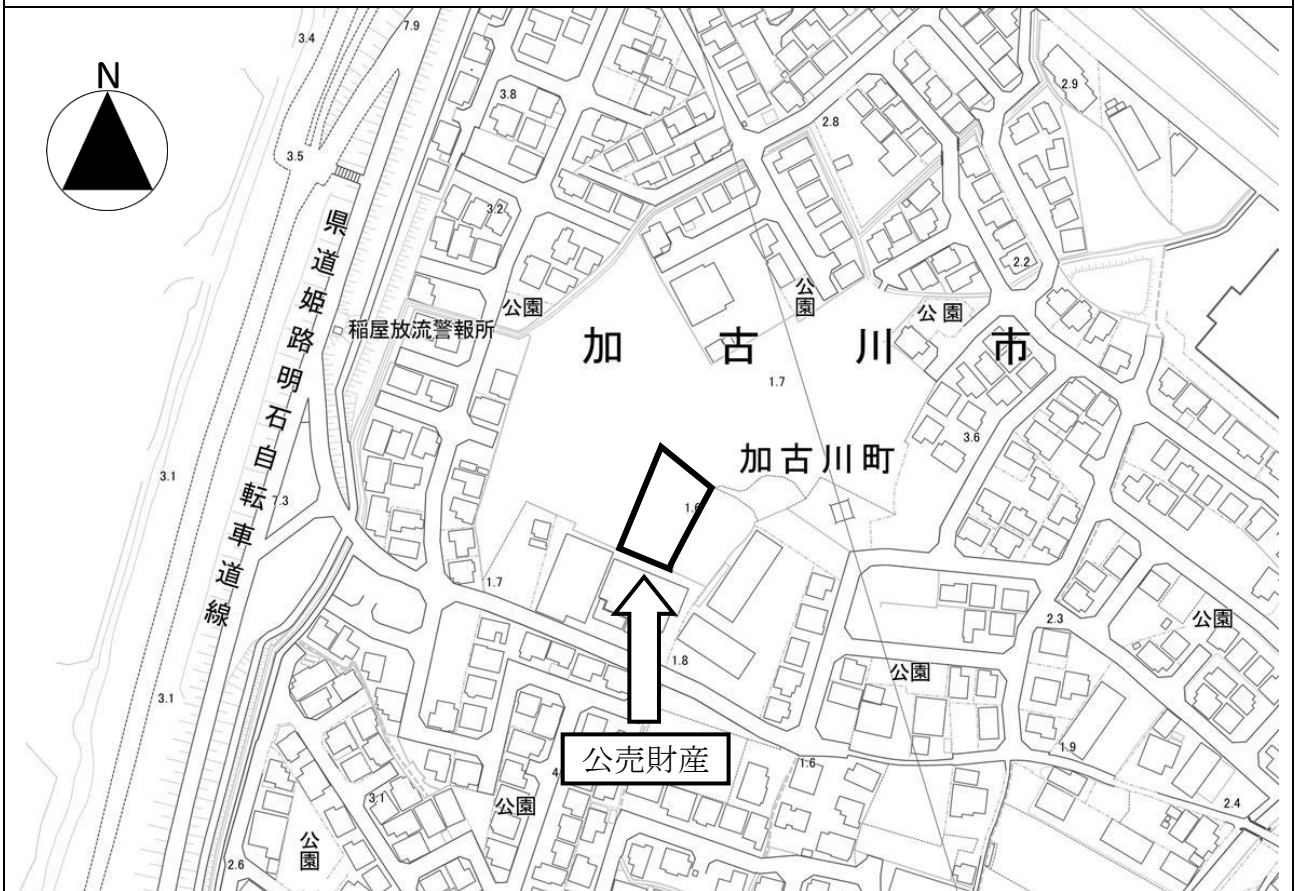
売却区分 番 号	見 積 価 額	公 売 財 産		課税 区分	掲載 ページ
	公 売 保 証 金	種 類	所 在 地 等		
8-2	13,300,000円	田	加古川市加古川町稲屋字向 イ野1002番1	非	4
	1,330,000円				

公売財産一覧表の「課税区分」欄は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の課税、非課税及び混在を表示しています。

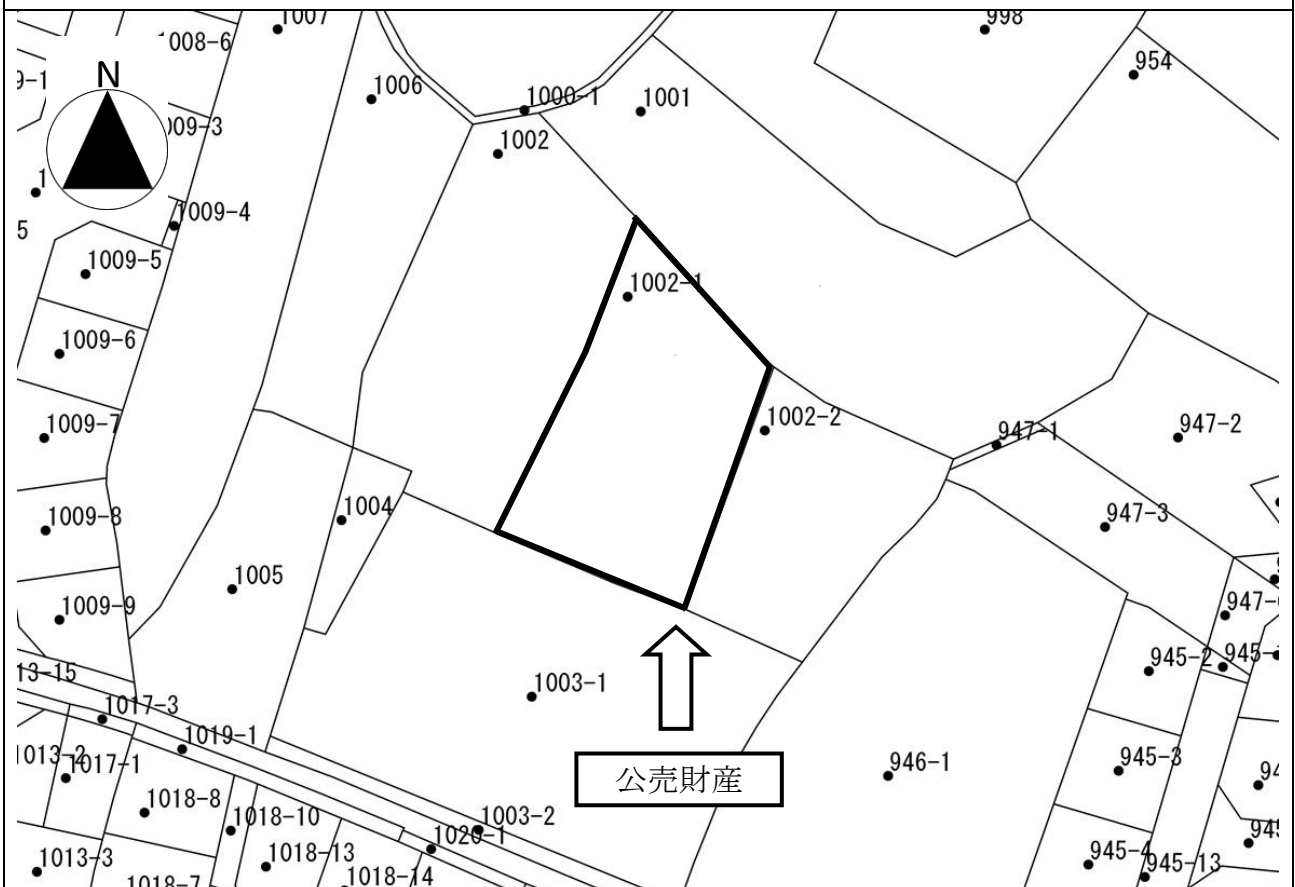
課税区分「課」の財産は消費税等の課税財産で、「非」の財産は消費税等の非課税財産で、「混」の財産は、消費税等の課税財産と非課税財産が混在している財産です。

売却区分	8-2	見積価額	13,300,000 円	公売保証金	1,330,000 円
公売財産 の 表 示	不動産登記簿の表示による 所 在 加古川市加古川町稲屋字向イ野 地 番 1 0 0 2 番 1 地 目 田 地 積 8 7 2 m² 評価地目 宅地見込地				
公売財産 の 概 要	1 公売財産は、山陽電鉄本線尾上の松駅へ道路距離にして約 2.2 kmに位置し、駅接近性はやや劣る。 2 公売財産は、無道路地で接面する道路はない。 3 公売財産は、登記簿上 872 m²の台形状の画地であり、地番面からは約 1.5m低い。 4 浸水想定区域 5.0～10.0m未満（想定最大規模）の区域に指定されている。 5 航空写真等から以前より農地等として利用されていた可能性が高いためコンクリート基礎等が残存する可能性は低い。また公売財産敷地内には雑草が繁茂しており、立入りが困難であったことから、地表面の状況や残置物・越境物等の有無、地勢の詳細についても不明である。 6 公売財産の周辺農地では宅地開発が進展しており、宅地見込地地域としての熟成度は高い。一方、公売財産は無道路地であり、宅地開発には公道に接する隣接地との一体利用を要するため、優劣及び競争力はやや劣る。 7 公売財産は熟成度の高い宅地見込地であることから、分譲住宅地向け宅地見込地として使用することが最有効使用である。 8 公売財産の公図は縮尺不明であり、法務局には地積測量図の備付はない。また、隣地との境界は不明確であることから、登記簿記載数量と実測数量との整合性は、専門家による調査を要する。				
法的規制 利用状況 等	1 公売財産が存する地域は都市計画法上の第 1 種中高層住居専用地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)、第 2 種高度地区、法 22 条指定区域、宅地造成工事等規制区域、居住誘導区域A、屋外広告物規制(第2種禁止地域)に指定されている。 2 公売財産が存する地域内の南側市道には、上下水道の本管が存するが、都市ガスは一部未整備である。 3 土壌汚染の可能性については、専門機関による土壌汚染状況調査等がなされておらず、汚染の有無は不明である。ただし、加古川市環境保全課の調査によれば有害物質使用の形跡は認められず、土壌汚染が存在することを示す端緒は発見されなかった。 4 公売財産は農地法上の農地に該当するため、買受人は農地法第 3 条（農地利用目的）又は農地法第 5 条（農地転用目的）の買受適格証明書が必要である。				
公売条件 そ の 他	1 公売財産内の動産の処理については、所有者と協議し、買受人の責任で行ってください。 2 農業委員会等が発行する買受適格証明書が必要です。				

所在図

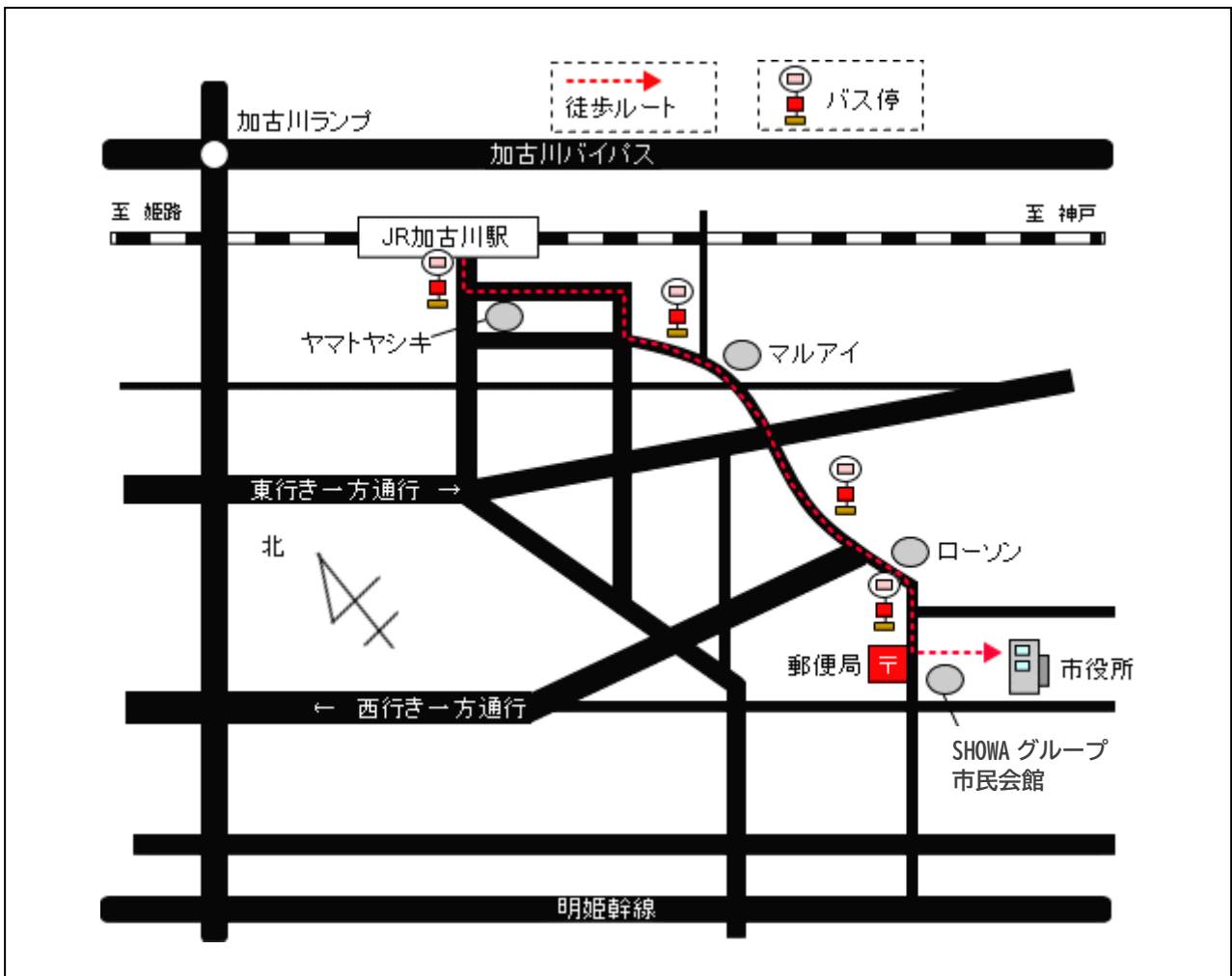


見取図



(注) 地図は、おおよその位置を示しているの、公簿等により必ず現地確認を行ってください

公売会場の案内図



○ 加古川市役所へは

☆ 徒 歩

JR加古川駅から、市役所までは徒歩で約 20 分です。

☆ バ ス

JR加古川駅の南側、バス停 3 番乗り場から「市役所前」へ約7分です。
料金は 100 円です。

☆ 駐 車 場

市営の駐車場「たんようカーパークつつじ」があります。
なお、市役所にお越しになられた方は、必ず駐車券を携行してください。
(割引処理を受ける際に必要です。)